

令和3年10月25日開催

新庄市農業委員会第17回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年10月）議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	12番 三原 康志
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

13番 高山 光弥

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 56 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 57 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 58 号 農用地利用集積計画について
日程第 5 報告第 43 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6 報告第 44 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ
について
日程第 7 報告第 45 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主 査	早坂 和弥	主 事	結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和3年度新庄市農業委員会第17回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は13番高山光弥委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第17回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番間真一委員と15番星川吉和委員の両

名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1件、萩野地区1件、八向地区2件、合計4件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、10月15日に調査確認いたしました。農用地区域外の案件ではございましたが、対価につきましては双方合意ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、10月18日に調査確認いたしました。同一世帯内ということで、親子間の再設定でありましたので、問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番につきまして、10月16日に調査確認いたしました。議案書記載のとおりであり、農用地区域外の案件でございます。問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、10月16日に調査確認いたしました。新規の賃借権設定で間違いありませんでした。借賃も双方合意ということで問題ないと判断いたしました。宜しくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、八向地区1件、合計2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

新庄地区1番につきまして、10月17日に調査確認しました。今回の申請は双方合意でありました。なお、今回の申請は、第15回総会の第53号の議案で可決、決定された案件でしたが、土地の面積に誤りがあるということで、申請を取下げた再度申請した案件です。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、10月18日に調査確認いたしました。県の用地買収により自宅の移転をすることになった譲受人が、譲渡人の土地を譲り受けて住宅を建築する計画とのことです。双方合意ということで問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第57号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第58号農用地利用集積計画について上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第58号農用地利用集積計画につきまして、八向地区1件ございます。議案書に基

づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました賃借権設定1件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第58号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第5、報告第43号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第43号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区4件、稲舟地区2件、萩野地区2件の合計8件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第43号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第43号農地法第3条の3第1項の規定による届出

については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げにつきまして、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告44号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告44号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについては、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、八向地区2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第45号農地法第18条第6項の規定による通知に

については、原案の通り可決承認されました。

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第17回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年10月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 間 真一

議事録署名委員 星川 吉和